

○印西市における外部の労働者からの公益通報の処理に関する規則

平成19年2月16日規則第8号

改正

平成19年9月18日規則第46号

平成27年3月20日規則第6号

平成30年3月31日規則第32号

平成30年5月25日規則第36号

令和4年12月19日規則第41号

印西市における外部の労働者からの公益通報の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるところにより、市が、法第3条第2号に規定する公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 外部公益通報 公益通報のうち、法第3条第2号に定める要件に基づき、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関として本市に通報されたものをいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 所管課 外部公益通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等を所管する課その他の当該通報事実に関連の深い課等をいう。

(公益通報者の保護)

第3条 市長等は、公益通報者が公益通報を行ったことにより解雇その他の不利益な取扱いを受けることのないよう、当該通報の処理に当たって当該公益通報者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護その他権利利益に十分に配慮しなければならない。

(公益通報の処理の業務に従事する者の責務)

第4条 公益通報の処理の業務に従事する者は、通報者の個人情報その他公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 公益通報の処理の業務に従事する者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。

3 公益通報の処理の業務に従事する者は、自己が関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(外部公益通報の窓口)

第5条 市長は、外部公益通報を受け付けるため、窓口を総務部秘書広報課（以

下「公益通報窓口課」という。)に設置する。

(外部公益通報の方法)

第6条 外部公益通報は、原則として公益通報票(別記第1号様式)により、郵便又は信書便による送付、ファクシミリ又は電子メールで市長に提出するものとする。

2 公益通報者は、実名で通報をするものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(外部公益通報の受付等)

第7条 公益通報窓口課の長は、前条第1項の規定により公益通報票の提出があったときは、通報内容を確認し、当該通報に係る処理を所管課に引き継ぐものとする。この場合において、当該通報について公益通報台帳(別記第2号様式)に記録し、備え付けておくものとする。

2 所管課の長は、前項の規定により引き継ぎを受けた場合において、通報の通報対象事実が当該所管課の所掌事務でないときは、次の各号に掲げる区分により当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 他の所管課の所掌であるもの 当該通報対象事実の所管課の長に速やかに回付するとともに、その旨を公益通報窓口課に通知する。

(2) 他の行政機関の所掌であるもの 当該通報対象事実を所管する行政機関を当該通報者に遅滞なく教示するとともに、その旨を公益通報窓口課に通知する。

3 所管課の長は、第1項の規定により引き継ぎを受けた場合(前項第1号の規定により回付を受けた場合を含む。)において、当該通報が外部公益通報に該当するときにあつては通報を受領した旨を当該公益通報者に通知し、外部公益通報に該当しないときにあつては理由を付して当該公益通報者に通知するとともに公益通報窓口課に報告するものとする。

(外部公益通報の処理)

第8条 所管課の長は、前条第3項の規定により外部公益通報を受理したときは、当該外部公益通報の内容について総務部長を経て市長その他関係する行政委員会の長に報告するとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 所管課の長は、前項の調査を終えたときは、その結果について総務部長を経て市長等に報告するとともに、当該公益通報者及び公益通報窓口課に通知しなければならない。

3 市長等は、前項の報告があった場合において、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令、条例及び規則に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。この場合において、所管課の長は、その概要を当該公益通報者及び公益通報窓口課に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月18日規則第46号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規則第32号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月25日規則第36号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和4年12月19日規則第41号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 6 条)

取扱注意

公益通報票

作成年月日	年 月 日		
通報者氏名		通報者住所	
希望する連絡方法	電話 () 郵送 () FAX () その他 () 電子メール ()		
事業者名		事業者電話番号	
事業者所在地			
雇用形態	<input type="checkbox"/> 社員 (部署 役職) <input type="checkbox"/> 派遣労働者 (派遣先) <input type="checkbox"/> 取引先 (取引関係社名 部署) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
件名			
法令違反、又は法令違反するおそれのある行為の概要			
内容を知った経緯			
他に内容を知っている人の有無	有 ・ 無		
事業者内での話し合いの有無	有 ・ 無		
印西市以外の行政機関等への連絡の有無(又は連絡予定の有無)	有 ・ 無		
証拠書類	有(書面・テープ・その他()) ・ 無		
調査結果の通知	希望する ・ 希望しない		
受付番号		受付年月日	年 月 日
所管課			

